



The Japan Council of Local Authorities for
International Relations, Singapore

シンガポールの政策

福祉政策編

2021年8月

一般財団法人自治体国際化協会 シンガポール事務所

1. 福祉政策の概要
2. 福祉政策に係る行政組織
3. 中央積立基金制度
4. 高齢者政策
5. 少子化政策
6. 少子高齢化の課題と展望
7. その他の各種福祉政策

(1) 政府方針

① 自助 (Individual responsibility)

- ・ 強制貯蓄制度である中央積立基金 (CPF: Central Provident Fund) 制度

② 家族互助 (Family support)

- ・ 家族を中心とした単位での高齢者の援助

③ 地域互助 (Community support)

- ・ 慈善団体等を中心とした地域社会での高齢者の援助

→ ①～③で救済できない場合

間接的援助 (Government subsidies help to keep basic healthcare affordable)

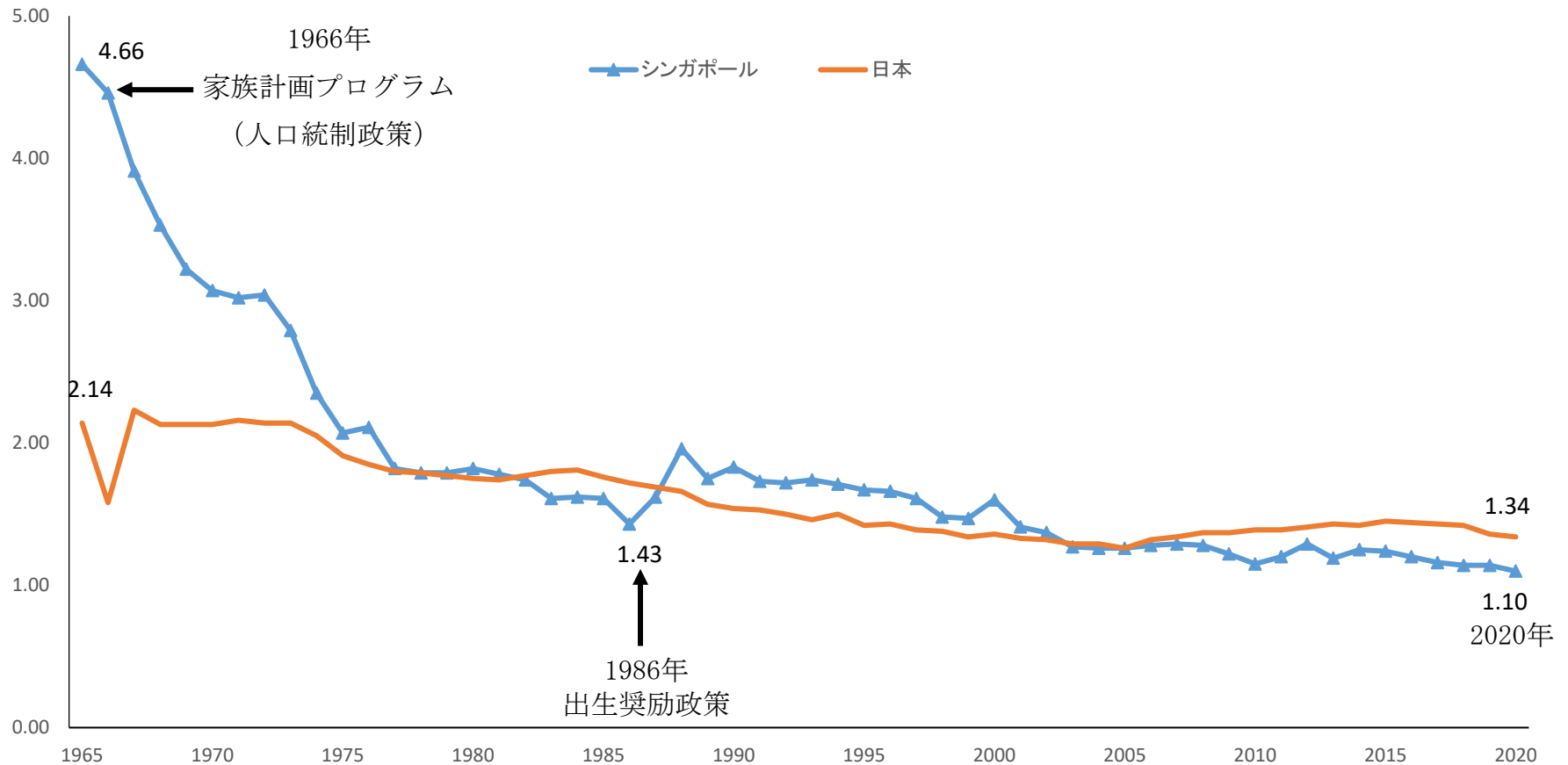
- ・ 政府による社会福祉機関等に対する財政的援助等による支援

→ 間接的援助で救済できない場合

政府による直接的援助 (生活保護制度 : Long Term Assistance)

(2) 少子化の推移

合計特殊出生率の推移



1. 福祉政策の概要

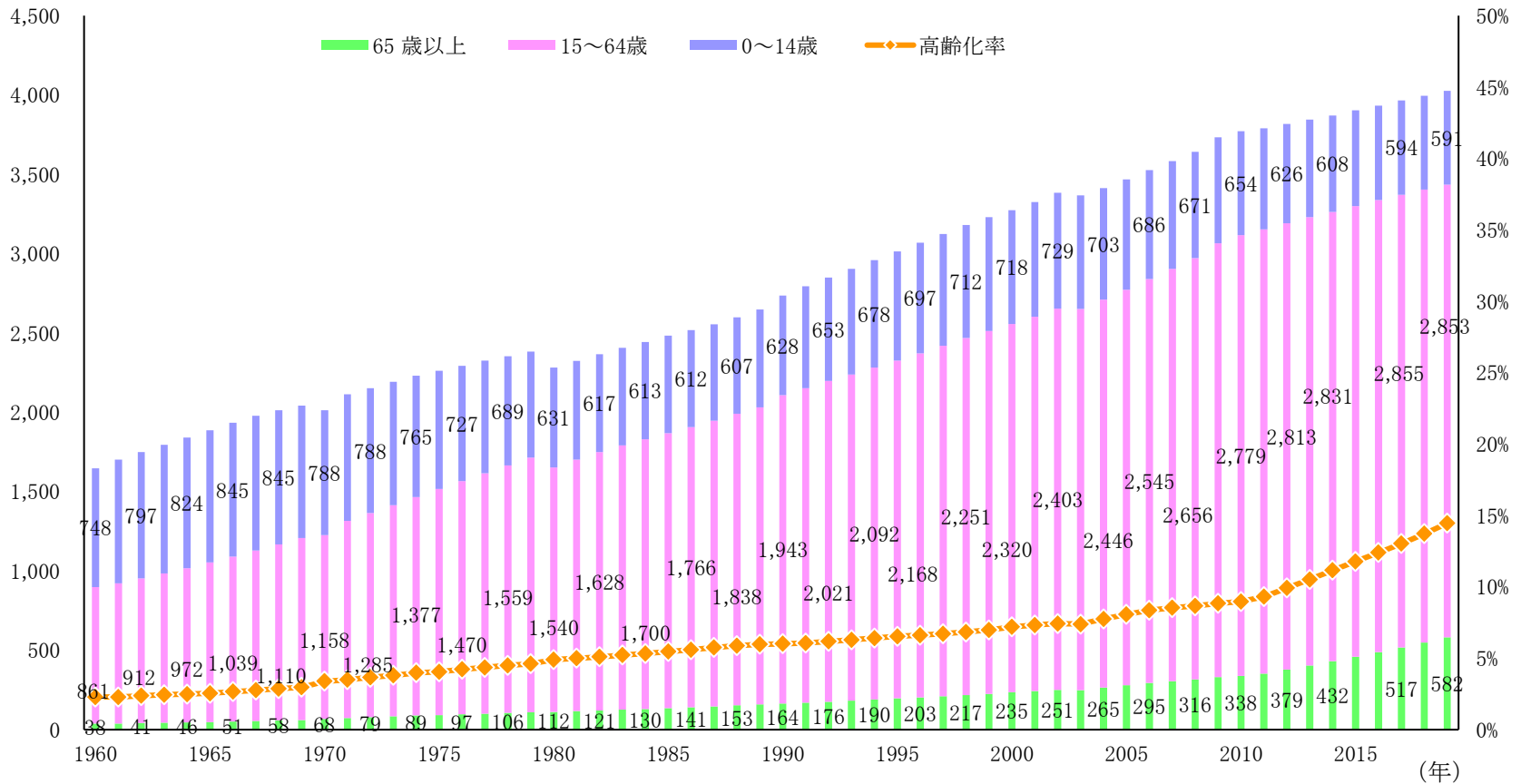


(3) 高齢化の推移

(人口:千人)

シンガポールの高齢化の推移

(高齢化率)



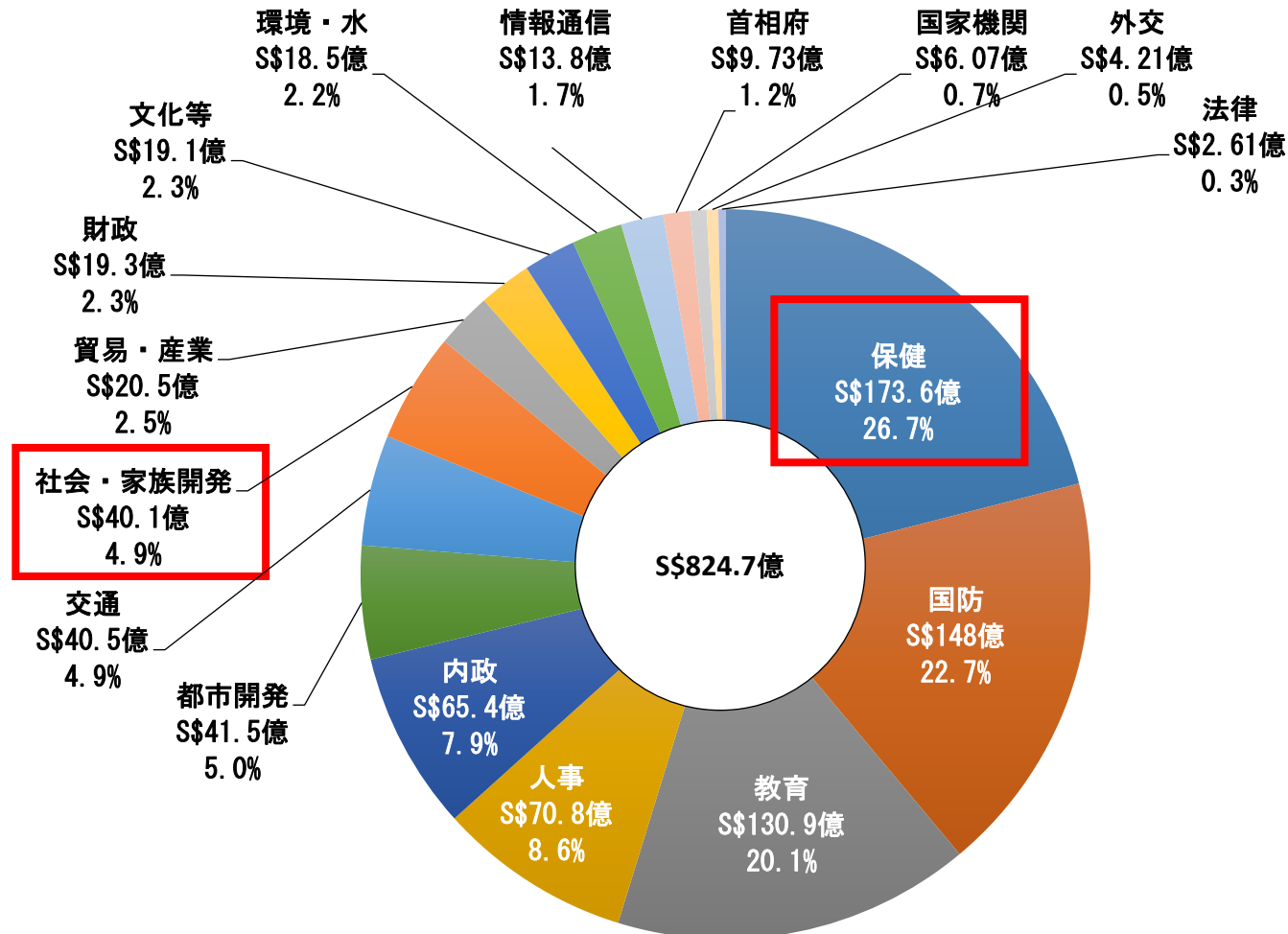
(出典:「Department of Statistics Singapore」のデータをもとに当事務所が作成)

※人口:シンガポール国民+永住権者 ⁵

1. 福祉政策の概要

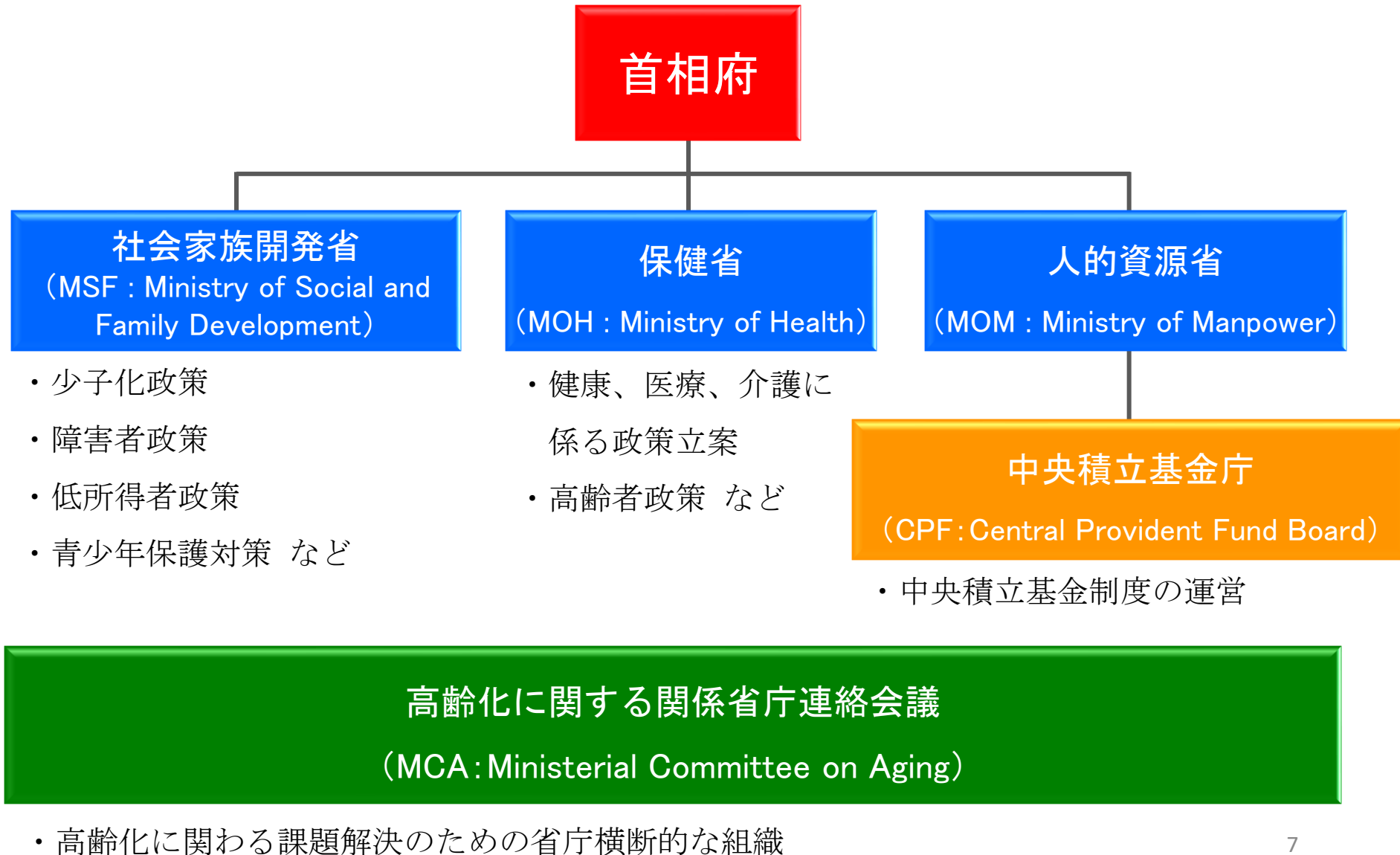


(4) 2020年度一般会計予算歳出



[出典: シンガポール政府公表資料、Analysis of Revenue and Expenditure Financial Year 2021]

2. 福祉政策に係る行政組織



3. 中央積立基金制度



(1) 概要

制度名	Central Provident Fund (CPF)
制度発足	1955年
対象者	全てのシンガポール国民及び永住権取得者のうち国内で働く者 (退職者含む)
方式	完全積立方式
目的	①住宅・教育 ②定年退職後の経済的保障 ③医療保険

(2) 特徴

- a. 加入者は一定以上の収入がある勤労者
- b. 雇用主と被雇用者が、それぞれ定められた比率の積み立てを実施
- c. 積立金には年利2.5%~4.0%の利息が確約されている
- d. 積立金と利息については非課税

3. 中央積立基金制度



(3) 口座の種類

<p>普通口座 (Ordinary Account) 〈1955年〜〉</p>	<p>普通口座の積立金は、住宅購入、政府が認可した対象への投資、保険、教育費のほか、両親のCPF口座に上乘せするために引き出すことが可能。住宅購入や投資のためにCPFの普通口座から支払った金額は、売却した時点で普通口座に戻す必要あり。(最低年利2.5%)</p>
<p>特別口座 (Special Account) 〈1977年〜〉</p>	<p>老後の資金または不慮の事態に備え留保され、55歳到達時に年金給付のために設けられる退職口座 (Retirement Account) に移転、年金給付に充当される。(最低年利4.0%)</p>
<p>メディセイブ (Medisave) 〔医療費支払用口座〕 〈1984年〜〉</p>	<p>加入者とその家族の入院費や特定の外来診療費用などの医療費用のために引き出しが可能。一般外来診療や一般外来処方箋には適用されない。(最低年利4.0%)</p>

3. 中央積立基金制度



〔参考：年齢別CPF拠出率〕

年齢	拠出率			積立配分率		
	雇用主	被雇用者	計	普通口座	特別口座	メディセイブ
35歳以下	17%	20%	37%	0.6217	0.1621	0.2162
36歳以上45歳以下				0.5677	0.1891	0.2432
46歳以上50歳以下				0.5136	0.2162	0.2702
51歳以上55歳以下				0.4055	0.3108	0.2837
56歳以上60歳以下	13%	13%	26%	0.4616	0.1346	0.4038
60歳以上65歳以下	9%	7.5%	16.5%	0.2122	0.1515	0.6363
66歳以上	7.5%	5%	12.5%	0.08	0.08	0.84

※月収S\$750（約6万円）以上のケース

※赤枠内は退職口座へ積み立てられる

出典：Central Provident Fund Board HP

3. 中央積立基金制度



(4) 財務状況 (2019年、2020年)

(単位:千シンガポールドル)

＜加入者への政府補助金の例＞

- ・HDBを購入する際の補助金
- ・メディセイブ積立補助金
- ・低賃金労働者に対する特別口座積立金
- ・兵士への補助金(住宅・医療・教育)
 - ・新生児に対する補助金(医療)
 - ・その他

項目		2019年	2020年
初期残高(1月1日)		394,327,342	428,488,492
収入	加入者積立金	37,400,974	38,355,751
	加入者への政府補助金	2,302,825	2,446,505
	株式からの配当	144,631	99,772
	投資収益	15,846,376	17,171,093
	株式の価格変動等	3,905	69,984
	その他	458,118	55,367
	計(①)	56,008,293	58,343,753
支出	加入者による引出	21,424,749	20,742,731
	運営費等	422,394	459,105
	計(②)	21,847,143	21,201,836
増減(①-②)		34,161,150	37,141,917
期末残高(12月31日)		428,488,492	465,630,409

3. 中央積立基金制度



(4) 財務状況 (2020年)

【加入者による引き出し額(内訳)】

(単位:千シンガポールドル)

内訳	金額	備考
死亡時等引出	6,426,615	・死亡時や55歳到達時等の引き出し
住宅購入	8,398,381	・HDB購入 S\$ 5,129,727 ・個人用住宅購入 S\$ 3,268,654
福祉費用	5,315,682	・メディセイブ S\$ 1,015,611 ・年金給付 S\$ 1,366,404 ・メディシールドライフ S\$ 1,398,799 ・民間保険への保険料支払い S\$ 903,076 ・エルダー・シールドの保険料支払い(P.17参照) S\$ 631,792
教育費	56,624	
その他	1,081,679	・扶養家族保護制度(※1) S\$ 201,578 等
返戻金	▲536,250	・住宅保護制度(※2) S\$ 514,213 による戻入 等
合計	20,742,731	

※1 CPF加入者が60歳以前に死亡または心身に障害を持つこととなった場合、家族または本人に一時金を支給する制度

※2 ローン完済前に加入者が死亡または心身に障害を持つことになった場合、積立が残りのローンに充てられる制度

(5) 年金給付

- Retirement Sum Scheme (主たる年金制度)

55歳になると特別口座の貯蓄が退職口座に充当される

※55歳時の貯蓄額を例としたスタンダードプランの見積例(2020年)

年金プラン	55歳時点の貯蓄額	65歳からの月額年金額
Basic Retirement Sum	S\$90,500以上	S\$750 — S\$810
Full Retirement Sum	S\$181,000以上	S\$1,390 — S\$1,490
Enhanced Retirement Sum	S\$271,500以上	S\$2,030 — S\$2,180

- CPF LIFE (長生きに備えた補完的年金制度)

1958年以降生まれ、かつ65歳になって退職口座に最低\$60,000の貯蓄があるすべての国民・PRが自動加入

年金プラン	内容
Standard Plan	毎月定額支給
Escalating Plan	支給額が年々少しずつ増額
Basic Plan	CPF残高が減少すると支給額が少しずつ減額

(6) 医療保障制度

・メディセイブ

CPF口座の1つ

入院費、特定の外来診療費用に利用可能

一般外来診療や一般外来処方箋は対象外

・メディシールドライフ

CPF Boardが運営する公的医療保険

公立病院での入院治療や高額検査、一部の外来診療に適用可

・民間の医療保険

公立病院のグレードの高い病室や私立病院の診察も支払対象

(1) 政府の方針※

A Successfully Ageing Singapore

〔考え方〕

- ①高齢者が出来る限り地域社会において健康で、活動的に、安全に生活できるような施策を充実させる
- ②介護が本当に必要な状態となった場合には、身近で、手の届く程度の負担で利用できる質の高い介護を提供できるようにする



※上記の政府の方針は次ページで紹介するアクションプラン
(2016年策定)で定められたもの

(2) A Successfully Ageing Singapore の目標

- Kampong for all ages ~ あらゆる世代が助け合うコミュニティーの創出
- Opportunities for all ages ~ すべての世代に機会の提供を
- City for all ages ~ 誰もが住みよい街へ

4. 高齢者政策



(3) アクションプランの概要

ACTION PLAN FOR SUCCESSFUL AGEING

KAMPONG FOR ALL AGES	OPPORTUNITIES FOR ALL AGES	CITY FOR ALL AGES
<ul style="list-style-type: none">・低所得高齢者への支援・家庭訪問プログラムの実施(約50地域)・高齢者施設と保育施設の複合施設(10か所)	<ul style="list-style-type: none">・再就職年齢の引き上げ※(65歳⇒67歳)・職場健康プログラム実施(40歳以上の労働者)・「ナショナル・シルバー・アカデミー」の開設・シニアボランティア増加(50,000人)	<ul style="list-style-type: none">・コミュニティ病院のベッド数の増設(2倍)・老人ホームの収容力の拡大(70%増)・シルバーゾーンの新設(35か所)・歩道橋用リフトの増設(41か所)

※退職年齢及び再就職年齢の引き上げ

下記の通り引き上げが予定されている(2019年8月に首相が表明)

	退職年齢	再就職年齢
2020年 4月現在	62歳	67歳
2022年	63歳	68歳
～2030	65歳	70歳



(4) 介護保険制度

- ・ 保障対象者への現金給付
- ・ 2002年に始まったエルダー・シールド
- ・ 2020年からケアシールド・ライフに移行

制度名称	エルダー・シールド	ケアシールド・ライフ
運用主体	民間保険会社	政府
被保険者	40歳以上の国民・永住権取得者	30歳以上の国民・永住権取得者
加入	任意 ※一旦自動加入するが辞退可能	強制 ※皆保険制度
保障対象	風呂やシャワー、着替え、食事、トイレ、移動、ベッド起き上がりという6つの日常生活上の行為のうち3つ以上ができなくなった者	
保障金額・期間	月S\$300を最大5年間または 月S\$400を最大6年間(加入時期による)	保障対象状態にある限り月S\$600 ※毎年2%ずつ上げる予定
その他	保険料はメディセイブから支払い可能	

(5) その他の政策（同居推進政策）

- ・ 同居世帯の所得税控除
- ・ 介護施設と保育園を公営住宅付近へ設立
- ・ 公団住宅を親の住居近くに購入した場合の補助金

(1) 結婚・育児支援パッケージ

- ①婚活支援 独身者に出会いの機会を提供
- ②住宅支援 住宅確保の優遇や住宅取得への助成
- ③出産支援 出産前の医療費をCPF医療口座から引き出すことを許可
- ④保育・養育支援 ベビーボーナスの支給など
 - ・ベビーボーナス現金支給
 - ・ベビーボーナス子ども育成口座（子どものために開設した口座（CDA: Child Development Account）に親が預金した額と同額を支給）



出生順位	現金支給額 (2015年1月1日以降出生)	CDAへの政府支給額 の上限額
第1・2子	S\$8,000	S\$6,000
第3・4子	S\$10,000	S\$12,000
第5子以降	S\$10,000	S\$18,000

(2) 育児・家事・仕事の両立に向けて

①税金控除政策

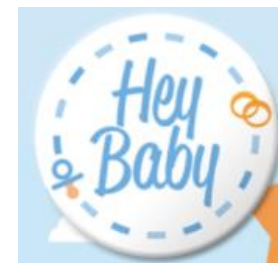
扶養控除：扶養子ども控除、就業母親子ども控除

保育者控除：祖父母控除、外国人メイド控除

②ワーク・ライフ・ハーモニー支援

出産休業、父親育児休業、乳児保育休暇など

※2017年7月から出産休業(16週間)のうち4週間まで夫婦間でシェア可能に



③乳幼児ケアサービスの拡大・補助金

※参考：計画出産・無痛分娩の普及、

産褥アマ（産後専門のアマ(メイド)）の派遣



(1) 少子化・高齢化への対応

- ・合計特殊出生率（2020年：1.10） ※日本：1.34
- ・高齢化率（2020年：15.2%） ※日本：28.7%



→介護・ケアサービスや保育・養育支援スキームの拡充など

(2) 所得格差

国民の生活レベルの向上に伴う所得格差の拡大が、
「老後の生活への蓄え」、「老後の医療サービス」
に対する格差の拡大をさらに加速



→CPF の運用方針やメディシールド・ライフの拡大などの
各種制度について常に見直し・検討を実施

(3) 社会福祉産業を担う人材の慢性的な不足

少子化の進展により労働人口が減少する一方で、
高齢者の介護・ケアサービスに対する需要の高まり

→人材育成・人材確保が今後のキー

→社会サービス産業におけるマンパワープランの策定や
社会サービス学院の活用

(参考) 社会サービス産業におけるマンパワープラン

2017年に発表された今後5年間の社会サービス産業
におけるロードマップ

〔概要〕

- ・社会サービス産業の質の向上
- ・社会サービス産業従事者の満足度を高める
- ・社会サービス産業従事者のマネジメント及びキャリアの向上



(1) 障害者政策

①第3次マスタープラン（2017年～2021年）

（背景）10人に1人しか労働市場で仕事を得られない現状

（目的）障害者に開かれた労働市場における雇用機会の創出
社会的な受け入れ体制の強化及び障害者理解の促進

■生活の質の向上

- ・ライフステージに応じた柔軟なサービスの提供
- ・障害に対しての早期発見かつ効果的な支援
- ・質の高い教育、能力開発をする機会
- ・雇用機会の改善、生涯教育

■介護者のサポート

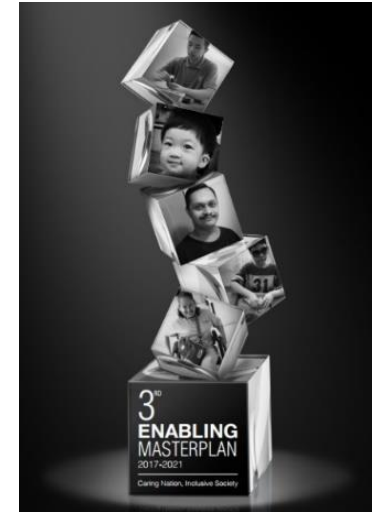
- ・介護者が障害者ケアをしやすいよう支援

■コミュニティの形成

- ・障害者をサポートするボランティアを集める
- ・障害者サービス業界の全体的な能力向上・強化
- ・ITの活用

■共生社会の形成

- ・障害の有無を超えてともに生き、ともに社会参加する



7. その他の各種福祉政策



(1) 障害者政策

② 支援内容例

	名称	対象者	内容
0 ～ 6 歳	乳幼児向け早期介入プログラム (EIPIIC)	6歳以下の国民、PR ※指定された病院の推薦要	治療と教育支援を提供して、二次的障害の発生を最小化する
	統合保育プログラム(ICCP)	2～6歳の国民、PRで軽度の障害がある子ども ※指定された病院の推薦要	軽度障害の子供たちが、仲間と一緒に学び、遊ぶことにより、将来の社会参加に備える。
7 ～ 18 歳	特別教育	特別支援を必要とする子供	特別教育学校 (SPED) による教育 (MOEから補助を受けているボランティア団体 (VWO) が管理。)
	子ども障害者用住宅 (CDH)	16歳未満の国民、PR (ただし、少なくとも家族の1人は国民であること。)	障害のある子供たちに長期および短期の在宅ケア
雇 用	職業訓練	雇用されている障害者	訓練をとおしてスキルを向上
	トレーニング助成金	障害者を雇用する雇用主	従業員を研修に参加させる場合、研修費用の最大90%を助成
介 護 者	介護者研修助成金	介護者	介護者が承認された研修に参加する場合に年間200ドルまで被介護者に助成

(2) 低所得者・生活困窮者対策

①コムケア・スキーム (ComCare Schemes)



■主な支援の種類と内容

種類	内容	対象	支援メニュー
長期支援 (Long Term Assistance)		<ul style="list-style-type: none"> ・シンガポール国民または永住権者 ・高齢や病気を理由に働くことができない者 ・子どもが低所得者で子どもからサポートを受けられない者など 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族規模に応じた現金給付や教育費の補助 ・無料の医療サービスなど
短期中期支援 (Short-To-Medium Term Assistance)		<ul style="list-style-type: none"> ・シンガポール国民または永住権者 (ただし、同世帯に少なくとも1人はシンガポール国民がいること。) ・一時的に働くことができない者 ・子どもや高齢者、他の扶養家族の世話をしなければならない者など 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療費や教育費の補助 ・公共料金や生活費の補助 ・就職や職業訓練に対する支援
緊急財政支援 (Urgent Financial Assistance)		<ul style="list-style-type: none"> ・シンガポール国民または永住権者 (ただし、同世帯に少なくとも1人はシンガポール国民がいること。) ・3カ月以内に緊急かつ迅速な支援が必要な者 	<ul style="list-style-type: none"> ・現金給付、バウチャーの配布、食糧配給 ※援助の内容、期間は世帯の状況によって異なる

■その他の支援メニュー

- ・保育園児支援補助金、幼稚園児支援補助金、学生支援補助金

(2) 低所得者・生活困窮者対策

② その他の支援制度

ア. 持ち家プラス教育事業

(HOPE : Home Ownership Plus Education Scheme)

- ・教育費や住宅ローンへ補助をし、低所得家庭の収入を子供の教育へ集中させる

イ. 地域健康アシスト事業

(CHAS : Community Health Assist Scheme)

- ・一般疾病通院費、特定の歯科治療費、基礎健康診断費の控除を受けることができる制度。国民全員が対象だが、世帯月収および住宅の年間評価額によって、控除額が変わる。

ウ. 福祉の家 (Welfare Homes)

- ・生活困窮者の社会復帰を促す「福祉の家」の運営 (国内10カ所)



(3) 青少年保護及び育成

①学童保育センター

- ・ 両親が共働きの子どもを支援する施設
- ・ 学童保育センターに預ける費用を補助



②児童虐待対策

- ・ 児童や青少年を虐待から守る努力
- ・ 里親事業や「子どもの家」による、養育に欠ける子どもの保護
- ・ 里親への金銭面での援助

③親子のコミュニケーション促進

- ・ 学校と協力し、親子のコミュニケーションを促進するプログラム等を提供



自治体国際化協会シンガポール事務所 J.CLAIR Singapore Office



ホームページ

<http://www.clair.org.sg/>



メールアドレス

info@clair.org.sg



フェイスブック

<https://www.facebook.com/clairsg/>

Thank you!

